相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市粟生間谷西七丁目二二番、最後の住所大阪府吹田市青山台二丁目一二番六号　被相続人　亡　久田　友治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号　相続財産管理人　弁護士　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市別院五四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川原　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所和歌山県和歌山市万町七番地サピリア石倉ビル三階　相続財産管理人　弁護士　泉谷　恭史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市禰宜一〇三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川村　博昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所和歌山県和歌山市十二番丁六〇番地デュオ丸の内三〇二号　相続財産管理人　弁護士　九鬼　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市井川町井内西三二一三番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川一五七番地一五二　被相続人　亡　上程　五月

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

和歌山県新宮市緑ケ丘一丁目一番四〇号貴志ビル三階弁護士法人あしたば新宮事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　三智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町三分市三三六四番地二、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　高橋　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所島根県出雲市渡橋町六一番地　一畑いずも渡橋ビル二階　相続財産管理人　弁護士　中井　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市長船町飯井七八九番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　福池　竹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所岡山市北区丸の内二丁目一二番二〇号　相続財産管理人　小森　晶寛

公示送達

西三河都市計画事業岡崎真伝特定土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百二条第一項の規定による仮清算金通知書については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　名古屋市千種区園山町二丁目五番地の二（ヒルトップハウス・園山Ａ―一）

氏名　東　幹人

二、通知の内容

土地区画整理法第百二条第一項の規定により仮清算金通知をします。

仮清算金徴収　一一、三一五円

なお、仮清算金通知書は掲載を省略し、岡崎市真伝町字吉祥十一番地一の二の掲示場において掲示します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岡崎市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十七年十一月二十六日

愛知県岡崎市十王町二丁目九番地　岡崎真伝特定土地区画整理組合　理事長　原田　久夫

債権申出の公告

当社は、平成元年十二月三日、旧商法四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年十月二十二日、東京地方裁判所より、当職が当社の清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都渋谷区代々木一丁目三七番二〇号酪農会館ビル　株式会社デーリイファーマーズオブジャパン　清算人　弁護士　廣瀬　正剛

連絡先　東京都千代田区麹町三丁目三番ＫＤＸ麹町ビル四階東京富士法律事務所

第40期決算公告

平成27年11月26日

大阪府枚方市長尾谷町一丁目67番１号
株式会社エテルノ・ヒラカタ
代表取締役社長　大賀　俊介

貸借対照表の要旨　（平成27年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,830	流動負債	344,875
固定資産	15,169	（賞与引当金）	(1,300)
		固定負債	128,369
		（退職給付引当金）	(50,278)
		（役員退職慰労引当金）	(3,400)
		株主資本	△381,243
		資本金	35,000
		利益剰余金	△416,243
		（利益準備金）	(8,750)
		（その他利益剰余金）	(△424,993)
		（うち当期純損失）	(81,612)
資産合計	92,000	負債・純資産合計	92,000

第37期決算公告

平成27年11月26日

宮城県白石市福岡深谷字梅ノ木30番の２号
宮城大賀クロージング株式会社
代表取締役社長　片山　昭夫

貸借対照表の要旨　（平成27年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	66,710	流動負債	164,667
固定資産	6,413	（賞与引当金）	(2,622)
		固定負債	97,739
		（退職給付引当金）	(39,558)
		（役員退職慰労引当金）	(2,300)
		株主資本	△189,283
		資本金	25,000
		利益剰余金	△214,283
		（その他利益剰余金）	(△214,283)
		（うち当期純損失）	(21,048)
資産合計	73,123	負債・純資産合計	73,123